

令和2年度 国立大学法人帯広畜産大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(教育課程)

【①-1】欧米水準の獣医学教育を実施するため、共同獣医学課程において、北海道大学、山口大学、鹿児島大学と連携し、臨床実習の充実等の教育カリキュラム改善を行うとともに、eラーニングコンテンツ共有システム・バーチャルスライドシステム等を利用した教育コンテンツを充実し、平成32年度に欧州獣医学教育認証を取得する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【①-1-1】令和元年12月に取得した欧州獣医学教育機関協会(EAEVE)の認証を維持するため、獣医学教育の質保証の充実に取り組む。
- ・【①-1-2】北海道大学、山口大学、鹿児島大学と連携して、eラーニングの実施に必要な学習管理システム(LMS)を安定的に提供するとともに、eラーニング教材等の教育コンテンツを拡充する。
- ・【①-1-3】欧州獣医学教育機関協会(EAEVE)に対する中間報告に向けて、教育の充実のためのアクションプランを策定する。

【①-2】学部学生の国際的視野を涵養するとともに、卒後の社会実践力を育成するため、分野横断的な学際教育プログラムを平成30年度までに新たに3プログラム設置する。

- ・【①-2-1】3つの学際教育プログラムを引き続き実施するとともに、他大学と連携して実施する文理融合・異分野融合の教育プログラムを開発する。

【①-3】職業人として生きるために必要な力を育成するため、畜産学部アドバンス制教育課程の基盤教育において、社会貢献・ボランティア活動のカリキュラム化、TOEIC等の外部試験の導入等を実施するとともに、北海道地区の国立大学との連携により構築した双方向遠隔授業システムを活用して多様な基盤教育科目を開設する。

- ・【①-3-1】TOEIC-IPテスト等の外部試験の導入を継続するとともに、令和元年度に履修者が大幅に増加した北海道地区の国立大学との教養教育連携授業科目の更なる充実方策を検討する。

【①-4】学部及び大学院教育の国際通用力を向上させるため、コーネル大学、ウィスコンシン大学との学術交流協定に基づき、招聘外国人研究者による講義、海外教育プログラムの導入等を実施する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【①-4-1】コーネル大学、ウィスコンシン大学と連携して実施する教育プログラムの内容等を充実する。

【①-5】国際安全衛生基準の認証取得・維持を実践できる人材を育成するため、大学院畜産学研究科畜産衛生学専攻において食品安全マネジメントシステム教育プログラムを実施し、平成30年度までに同専攻の50%以上の学生に専門家資格又は内部監査員資格を付与する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【①-5-1】平成30年度までに計画を達成した食品安全マネジメントシステム専門家資格の付与実績を踏まえ、英語対応を継続するとともに、受講者アンケート等を実施・分析し、当該教育プログラムを充実する。

【①-6】産業界等社会の要請に即した人材育成機能を強化するため、大学院畜産学研究科において企業の実務家教員等によるオーダーメイド型実務教育を推進し、同研究科所属学生が企業等との共同研究に基づく研究テーマを選択する比率を平成30年度までに全体の40%にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【①-6-1】令和元年度に策定した学生の共同研究参加促進のための方策を実施することにより、企業との共同研究に基づく研究テーマを選択する大学院生の比率40%以上を維持する。

【①-7】企業等と学生との関係を深化させて就職へと円滑につなげるため、大学院生の希望職種に係るインターンシップの期間を2倍以上に長期化（2～4週間）するとともに、平成30年度までにインターンシップ経験者の割合を大学院修了生全体の30%以上にする。

- ・【①-7-1】令和元年度に策定したインターンシップ参加促進方策を実施することにより、大学院生のインターンシップを推進し、修了生に対するインターンシップ経験率30%以上を維持する。

【①-8】高度な専門性を持つ人材に必要な高い倫理観、社会性、コミュニケーション能力を育成するため、大学院畜産学研究科において、平成28年度に研究倫理教育、情報リテラシー教育を導入し、その理解度・満足度調査を毎年度実施して教育内容・方法を改善する。

- ・【①-8-1】高度な専門性を持つ人材に必要な高い倫理観、社会性を育成するため、eラーニング教材を用いて研究者倫理教育・情報リテラシー教育を大学院の入学生全員に対して行う。また、学生の要望に対応するため、複数回の受講体制を構築する。

（教育方法）

【②-1】学士課程における能動的学習（アクティブ・ラーニング）を推進するため、グループワーク、ディベート、ICTの活用等による双方向の授業を平成29年度までに実施するとともに、ファカルティ・ディベロップメント（FD）研修等により教員の授業内容に応じた双方向の授業を理解させる取組を推進し、双方向授業を取り入れた授業科目数を増加させる。

- ・【②-1-1】ICT等を活用した授業改善のため、FD・SD（ワークショップ）の開催、クリッカーやMoodle等の各種ICTを活用した授業科目数を増加させる。

【②-2】学生の主体的な学びを促進するため、科目番号制（ナンバリング）及び履修系統図を充実するとともに、平成29年度までに学修ポートフォリオを導入し、学生自身が学習プロセスを認識して学んでいる実態を確認し教育指導に活用する。

- ・【②-2-1】現行の学修ポートフォリオによりきめ細かな教育指導を行うとともに、令和4年度更新予定の教育支援システムにおける学修ポートフォリオの機能強化方策について検討する。

【②-3】国際化を推進するため、大学院畜産学研究科において、平成29年度までに全てのシラバスを英語化するとともに、平成31年度までに全ての授業科目を英語対応とする。

- ・【②-3-1】令和元年度までに完了したすべての授業科目の英語対応を継続するとともに、授業の習熟度・教育効果等について調査する。

(成績評価)

【③】 学生の学修成果を適切に測定・把握するため、平成29年度までにルーブリック等による成績評価方法を設定するとともに、学修行動調査、学修到達度調査（アセスメント・テスト）を実施する。

- ・ 【③-1-1】 他大学の優良な学修到達度調査（アセスメント・テスト）システム等の導入・実施状況を調査・検討し、学修成果の測定・把握方法を充実する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(教職員の配置)

【④】 国際通用力を持つ教育課程及び食の安全確保のための教育システムを構築するため、必要となる教職員及び実務家教員を雇用するための経費を学長裁量経費において確保し、欧米水準の獣医学教育、国際安全衛生基準の教育、獣医・農畜産融合の教育研究等の重点分野に配置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【④-1-1】 学長裁量による人件費枠を令和元年度に引き続き拡充し、大学の機能強化に必要な重点分野に教職員を配置する。

(教育環境の整備)

【⑤-1】 教育方法の改善を推進するため、平成31年度までに学生が主体的に学ぶためのICTを活用した学習支援システム及び双方向の授業を支援する設備を整備する。

- ・ 【⑤-1-1】 令和元年度に導入したMoodleの活用方法をFD・SD研修会（ワークショップ）等により教員に周知することで、ICTを活用した授業数を増加させる。

【⑤-2】 国際基準の教育環境を構築するため、平成31年度までに原虫病研究センター、動物・食品検査診断センター、畜産フィールド科学センター等において、国際安全衛生基準を取得する。

- ・ 【⑤-2-1】 原虫病研究センター及び動物・食品検査診断センターにおいて、最新の国際安全基準（ISO/IEC 17025規格）に基づく試験所運営を実施するとともに、令和2年度中の有効期限満了に伴う再認定審査を受審する。
- ・ 【⑤-2-2】 畜産フィールド科学センターにおいて、平成25年度に乳製品工場で取得したFSSC22000認証と平成28年度に搾乳施設で取得し令和元年度に畜舎で取得したISO22000認証を継続・維持する。

(教育の質の向上)

【⑥-1】 教育の内部質保証システムの安定的運用を実現するため、大学教育センターにおいて、平成28年度にアセスメント・ポリシーを明確化し、それに基づく自己点検・評価によりPDCAサイクルを機能させる。

- ・ 【⑥-1-1】 令和元年度に見直した自己点検手順に基づき大学教育センター各組織において自己点検を行うとともに、令和6年度に予定している次回の機関別認証評価を見据えた自己点検評価の方法について検討を行う。

【⑥-2】教育改革に関する基本的認識の共有及び教育方法に関する技術の向上を図るため、教職員に対するFD研修を実施し、教育改善の成果を学生の授業評価等により毎年度確認する。

- ・【⑥-2-1】FD・SD研修会を年間計画に基づき実施し、教育改善の必要性を周知する。また、Moodleの活用方法等ICTを含む新しい教育方法を教員に情報提供するとともに、授業での効果を学生へのアンケート等により検証する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【⑦-1】外国人留学生の修学環境を充実するため、北海道地区の国立大学と連携し、遠隔授業システムを活用して入学前準備教育を実施する。

- ・【⑦-1-1】連携大学間における協力の下、eラーニングを活用した入学前準備教育プログラムを受講対象者に実施する。

【⑦-2】障がいのある学生に対する支援を強化するため、障がい学生支援組織を平成28年度に設置し、教育支援室、学生相談室、保健管理センターとの連携により障がいの種類に応じた教育方法、機器・施設整備方策等を企画・実施する。

- ・【⑦-2-1】特別修学支援室の利用促進のための周知強化等を図り、学生が利用しやすい環境整備を推進する。また、FD・SD研修会において教職員における障がい学生支援の理解を促進する。

【⑦-3】学生の自学・自習を支援するため、図書館等にアクティブ・ラーニング等を実施するための教育コンテンツ・設備を整備する。

- ・【⑦-3-1】令和元年度にリニューアルした附属図書館の教育コンテンツ・設備等について、学生に対する効果等を検証するため、利用動向調査を実施する。また、学生の外国語学習支援を充実するため、語学学習関連図書の蔵書数を増加する。

【⑦-4】学生の就業力を向上させるため、平成29年度までに就職支援室と教育支援室の連携体制を担当教員の充実等により強化し、就職支援業務から得られる企業等のニーズ情報をキャリア教育、インターンシップに反映して実施する。

- ・【⑦-4-1】学生の就業意識の啓発のため、企業の実際の課題をテーマとしたPBL(課題解決型)授業を実施するとともに、学生アンケートに基づいて就職情報会社や企業と連携したセミナーを開催する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【⑧】 アドミッション・ポリシーで求める学生を適切に選抜するため、多元的評価を重視した入学者選抜方法を検討し、平成30年度に大学入試センター試験を活用して新たな入学者選抜方法を導入するとともに、当該入学者選抜方法の評価・改善を実施する。

- ・【⑧-1-1】令和3年度入試から前期日程で総合問題の出題方法を変更し、新たにボーダーライン付近の合否判定に調査書を活用する選抜方法を導入する。また、入試実施内容を検証し、入学選抜方法を改善する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(研究水準、共同利用・共同研究体制)

【⑨-1】 獣医・農畜産分野の世界レベルの研究実績による国際研究協力を強化するため、グローバルアグロメディシン研究センターにおいて、コーネル大学、ウィスコンシン大学から研究者を招聘して獣医・農畜産融合の国際共同研究を推進し、大学全体の学術論文の国際共著率を年平均40%以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 【⑨-1-1】 コーネル大学、ウィスコンシン大学との国際共同研究を20件以上実施するとともに、大学全体の学術論文の国際共著率40%以上を維持する。

【⑨-2】 原虫病研究センターの共同利用・共同研究体制を充実するため、グローバルアグロメディシン研究センターの国際共同研究に参画して原虫病研究を推進するとともに、戦略会議による研究活動の点検・評価を実施する。また、原虫病研究センターが保有する研究成果有体物の情報公開を充実するため、対象有体物を増加させ同センターのホームページに掲載するとともに、他機関を通じた情報発信を行う。

- ・ 【⑨-2-1】 原虫病研究センターの研究成果有体物の共同利用を推進するため、20件以上新規登録し、有体物のデータベースを充実する。また、有体物を利用した共同研究を15件以上実施し、得られた研究成果を国際獣疫事務局(OIE)が主催する国際会議等において情報発信する。
- ・ 【⑨-2-2】 共同利用・共同研究拠点の機能を強化するため、原虫病研究センターで令和元年度に策定した評価基準に基づく外部評価を実施する。
- ・ 【⑨-2-3】 マダニ媒介感染症対策法等の開発研究を推進するため、「マダニバイオバンク」プロジェクト関連の共同研究を引き続き5件以上実施するとともに、新たにデータベースの構築と公開を行う。また、国内外の関連研究者が集結する国際シンポジウムを帯広市で開催する。

(成果の社会還元)

【⑩】 農業関連企業・団体、公的試験研究機関等の要請に基づく研究を推進するため、産学連携センターのインキュベーションオフィスに入居する企業数を平成30年度までに10社に増加するとともに、共同研究及び受託研究を充実し、大学全体の実施件数を年平均130件以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・ 【⑩-1-1】 産学連携センターにおいて、インキュベーションオフィス入居企業及び地域企業との連携を支援する。また、他大学と連携して実施する分野融合型の共同研究を推進する。
- ・ 【⑩-1-2】 共同研究・受託研究先企業等の新たな開拓に取り組み、共同研究及び受託研究件数を引き続き合計130件以上実施する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

(研究者の配置)

【⑩-1】世界の食、農畜産、公衆衛生の課題解決に貢献するため、グローバルアグロメディシン研究センターにコーネル大学、ウィスコンシン大学等から外国人研究者を招聘するとともに、国際共同研究担当の教員を配置する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【⑩-1-1】コーネル大学、ウィスコンシン大学から新たな外国人研究者を招聘するとともに、両大学との国際共著論文数を増加させる。

【⑩-2】若手研究者の活躍機会を増やすため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち40歳未満の若手教員の採用比率を年平均60%以上にする。

- ・【⑩-2-1】退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、40歳未満の若手教員の採用比率が中期目標期間中に年平均60%以上となるよう計画的に採用する。

【⑩-3】女性研究者の活躍機会を増やすため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち女性教員の比率を15%以上にする。

- ・【⑩-3-1】妊娠中・児童保育中の女性研究者に対する支援策を引き続き実施するとともに、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、女性教員の比率が中期目標期間中に15%以上となるよう計画的に採用する。

（研究環境の整備）

【⑫-1】先端的な研究環境を構築するため、研究設備及び学術情報基盤の新規導入・更新を行うとともに、共同利用設備ステーションにおいて研究設備の共同利用を一括管理し、当該設備の利用頻度を増加させる。

- ・【⑫-1-1】文部科学省先端研究基盤共用促進事業（新たな共用システム導入支援プログラム）により構築した共用システムの運営を継続し、共通機器の利用頻度を増加させる。

【⑫-2】若手研究者に活躍の機会を提供するため、大学独自のテニュアトラック制度を平成29年度までに整備するとともに、若手研究者の研究環境を整備するための経費を確保して配分する。

- ・【⑫-2-1】令和元年度に策定した助教任期の短縮等の新たな雇用制度に基づき、若手研究者を採用する。
- ・【⑫-2-2】学長裁量経費において、若手研究者に対する研究支援経費を確保して配分する。また、若手研究者を対象とした「研究活性化支援制度」を継続して実施することにより、共同研究における若手研究者の活躍機会を充実させる。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【⑬-1】獣医・農畜産分野の職業現場におけるリーダーとして組織を牽引できる人材を育成するため、既存の社会人学び直し事業について受講者のアンケート結果に基づき講習内容を改善するとともに、新規事業を実施する。

- ・【⑬-1-1】令和元年度に構築した酪農後継者や馬獣医療等に携わる社会人を対象とした新たなリカレント教育プログラムを実施するとともに、他大学と連携して実施する分野融合型の社会人教育事業を新たに開発する。

【⑬-2】大学の高度な専門技術を地域に還元するため、畜産フィールド科学センター、動物医療センター、動物・食品検査診断センター等において、各種検査・治療等を地域住民及び関係機関に提供する。

- ・【⑬-2-1】獣医師・家畜人工授精師などを対象としたリカレント教育を行うとともに、企業・農業団体等と連携した新たな研修会を開催することにより、食育や生産現場の情報を広く地域に発信する。
- ・【⑬-2-2】地域における産業動物の二次診療体制を充実するため、診療件数を拡充するとともに、診療活動を通じた診断・治療・予防法の研究開発を行う。また、地域獣医師との連携を強化するため、研究開発により得られた成果を学会等により積極的に情報発信する。
- ・【⑬-2-3】動物・食品検査診断センターにおいて、家畜の感染症撲滅プログラムや家畜飼料の安全性に関する学外からの受託検査を継続して実施し、地域の家畜衛生の向上に貢献する。また、新たな検査委託元の開拓に向け、広報活動を強化する。

【⑬-3】賑わいのある地域づくりに貢献するため、地方公共団体等との共同運営、経費分担等の連携により、学生主体の地域創生事業の実施件数を増加させる。

- ・【⑬-3-1】地方公共団体等と連携し学生と市民との交流促進及び賑わいのある地域づくりに貢献することを目的とした地域創生事業を継続的に実施する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【⑭-1】獣医・農畜産分野の国際水準の教育研究を展開するため、世界トップクラス大学との連携事業等を推進し、グローバルアグロメディシン研究センターにおいて国際共同研究を担当する教員数を30人以上にするとともに、世界トップクラス大学が実施する教育プログラムに学生を派遣する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【⑭-1-1】グローバルアグロメディシン研究センターにおいて世界トップクラス大学との国際共同研究を担当する教員数30人以上を引き続き維持するとともに、新たな国際共同研究課題に着手する。
- ・【⑭-1-2】大学院畜産学研究科における学生派遣計画に基づき、コーネル大学、ウィスコンシン大学に大学院生を派遣し、共同研究に参画させる。

【⑭-2】世界の動物衛生の向上に資するため、原虫病研究センターにおいて、国際獣疫事務局（OIE）のコラボレーティングセンター及びリファレンスラボラトリーとしての認定を維持し、家畜感染症に関する世界各国の専門家に対して研究成果、診断試薬、診断技術等を提供する。

- ・【⑭-2-1】OIEコラボレーティングセンター及びリファレンスラボラトリーの専用ホームページや学会・シンポジウムにおいて、原虫病研究センターの活動内容、実施可能な診断検査、提供可能な試薬・技術の情報を国内外に発信する。また、令和元年度に整備した血清学的試験や原虫疫学的検査及びこれらの検査用試料の提供数を増加する。

【⑭-3】開発途上国に対する技術協力を推進するとともに、国際協力に資する人材を育成するため、国際協力機構（JICA）との連携事業を毎年度継続して実施するとともに、海外拠点を新たに2カ所設置する。

- ・【⑭-3-1】タイ王国の海外拠点においては、学術交流協定校（チェンマイ大学、チュラロンコン大学）等との教員・学生交流を促進するとともに、新たに海外実習プログラムを実施する。また、パラグアイ共和国の海外拠点においては、既存の国際協力事業の新展開等を推進する。
- ・【⑭-3-2】ウガンダ共和国における草の根技術協力事業、帯広-JICA 協力隊連携事業第2フェーズ等、JICA との連携事業を継続して実施する。

【⑭-4】 海外留学希望者及び外国人留学生に対する支援体制を強化するため、イングリッシュ・リソース・センターにおける英語学習支援を増強するとともに、留学希望者に対する経済的援助の対象人数の増等、留学交流を推進するための取組を実施する。

- ・【⑭-4-1】 英語・第二外国語学習支援を実施するとともに、留学希望者に留学情報を提供する。新たに留学希望者に対する経済的支援を実施し、実施内容を検証の上、改善方策を検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

（ガバナンス機能）

【⑮-1】 学長のリーダーシップに基づく運営体制を強化するため、第2期中期目標期間中に整備した運営体制（本部体制、学長補佐体制等）の点検・見直しを恒常的に実施するとともに、大学情報データベースの機能改善、情報収集・分析能力向上のための研修等を行い、大学情報分析室において提供する情報量を増加させ、大学のインスティテューショナル・リサーチ（IR）機能を強化する。

- ・【⑮-1-1】 IR機能を強化しエビデンスベースの組織文化を醸成するために、学内研修会等を通じて、大学情報分析室の情報の利活用を推進する。

【⑮-2】 社会や地域のニーズを法人運営に的確に反映させるため、様々な外部有識者の意見を聞く機会を平成28年度に設け、当該意見の内容及びその対応状況を毎年度公表する。

- ・【⑮-2-1】 大学が主催するイベント等を通じて外部有識者の意見を聞き、その対応状況を公表する。

【⑮-3】 監事の監査業務を支援し、監査結果を業務運営に適切に反映するため、平成28年度に教職員で構成する監事支援組織を設置し、監事の重点監査事項の増加等により、監査機能を強化する。

- ・【⑮-3-1】 教学面においても監事の監査業務を支援し、監査結果を業務運営に適切に反映するため、監査室に重点監査を支援する新たな教員を配置するとともに、令和元年度の重点監査についてフォローアップ監査を実施する。

【⑮-4】 大学運營業務において女性の活躍機会を増やすため、役員に女性1名以上登用するとともに、管理職員の女性比率を10%以上にする。

- ・【⑮-4-1】 管理職員の女性比率10%以上を維持できるよう計画的に女性職員を登用する。

(戦略的な資源配分)

【⑩-1】大学の機能強化に資する優秀な人材を確保するため、年俸制、混合給与等人事・給与制度の弾力化を推進し、平成31年度までに全ての教員の給与を業績評価に基づく年俸制給与とする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【⑩-1-1】全ての教員の給与を業績評価に基づく年俸制給与とした状況を継続し、業績評価の一層の厳格化、優秀な教員に対する厚遇策等について検討する。

【⑩-2】学長のビジョンを実現し大学の機能強化を推進するため、学長裁量経費を平成31年度までに運営費交付金対象支出予算の25%以上にする。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【⑩-2-1】学長裁量経費が運営費交付金対象支出予算に占める割合について、25%以上を維持する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【⑪-1】大学院畜産学研究科において農畜産の幅広い知識と専門性を体得させるため、修士課程3専攻(畜産生命科学、食品科学、資源環境農学)及び博士前期課程(畜産衛生学専攻)のカリキュラム改編を平成28年度から実施し、自己点検・評価により教育科目、教育方法等を改善する。

- ・【⑪-1-1】平成30年4月に再編した大学院畜産学研究科博士前期課程について、中央教育審議会答申等を踏まえた自己点検・評価を実施する。

【⑪-2】獣医学及び農畜産学に関する高度な知識と研究能力を基礎として、「農場から食卓まで」に至る諸課題を国際的視野に基づき解決できる専門家を養成するため、平成31年度までに大学院畜産学研究科の博士課程を再編する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【⑪-2-1】大学院のカリキュラム・教育体制等の充実を図るため、大学院学生に対する満足度調査等を実施し、現状を分析する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【⑫-1】効率的・合理的な大学運営事務を行うため、北海道地区の国立大学と連携した共同事務処理を継続するとともに、新たな共同事務処理を提案する。

- ・【⑫-1-1】北海道内の国立大学等と共同調達・共同事務処理の拡充について協議を行うとともに、コンサルティング企業から提案のあった効率的・合理的な事務処理方策を統合財務会計システムの構築に反映させる。

【⑫-2】事務職員の適切な人事評価と専門能力の向上を図るため、平成28年度に人事評価項目を見直すとともに、職員からの意見聴取や効果の検証等によりテーマや実施方法等を見直してスタッフ・ディベロップメント(SD)研修を充実させるほか、他機関との人事交流、企業等他職種からの人材登用等を実施する。

- ・【⑫-2-1】第4期中期目標期間に実施する新たな事務職員の人事評価制度を企画するとともに、SD研修を充実する。
- ・【⑫-2-2】他大学等との人事交流計画を新たに策定する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【19-1】大学の教育研究成果を広く社会に還元することを通じて当該業務の向上に資する財源を確保するため、畜産フィールド科学センターにおける製品製造業務、動物医療センター及び動物・食品検査診断センターにおける診療・検査診断業務の効率化に向けた関連機器の整備により、収入増を目指した業務改善等を実施する。

- ・【19-1-1】生乳や畜大牛乳等乳製品の品質向上と安定供給体制を維持し、学内外への広報・宣伝活動を実施する。また、黒毛和種牛の増産と子牛・素牛の販売を進め、黒毛和種牛からの収入を確保する。
- ・【19-1-2】動物・食品検査診断センターで実施する受託検査業務において、現在請け負う受託契約を継続する。また、令和元年度に行った業務改善内容を踏まえ、新規需要や顧客の開拓を図るとともに、牛ウイルス性下痢症の検査を継続し撲滅プログラムを引き続き推進する。
- ・【19-1-3】診療収入の推移について分析するとともに、業務効率化に向けた人員の適正配置とその改善方策を実施する。また、令和元年度に作成した院内パンフレットについてその効果を検証する。
- ・【19-1-4】令和2年度から改定する産業動物診療料金の運用状況について収入の推移及びその効果を検証する。

【19-2】競争的資金の獲得を推進するため、申請・採択実績を教員の業績として評価するとともに年俸制のインセンティブ額の付与等により、教員1人あたり年平均1件以上の競争的資金への申請を行う。

- ・【19-2-1】競争的資金の獲得を推進するため、平成30年度に策定した「研究活性化支援策」を引き続き推進するとともに、教員1人あたり年平均1件以上の競争的資金への申請を維持する。

【19-3】利息等による収益増を図るため、収支予測により策定する資金計画に基づき資金を安全確実に運用するとともに、貸付対象財産を拡充する。

- ・【19-3-1】利息による収益増を図るために、平成28年度に見直した収支予測の手法に基づく資金計画を策定し、余裕資金の運用を安全確実に実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【20-1】事務処理の効率化・合理化により経費を抑制するため、北海道地区の国立大学等との共同調達の商品目を増加させるとともに、アウトソーシングを実施する。

- ・【20-1-1】事務処理の効率化・合理化により経費を抑制するため、コンサルティング企業から提案された業務効率化施策の活用等により、北海道地区の国立大学等との共同調達の商品目増加及び更なるアウトソーシング実施の検討を行う。

【20-2】光熱水費等の経費を抑制するため、平成28年度にエネルギー削減計画を策定し、継続的な省エネパトロールによる節電などエネルギーの効率的な利用管理対策、省エネルギー型設備の導入等を実施する。

- ・【20-2-1】令和元年度に整備した天然ガスを利用した熱源設備を活用して、運用による省エネルギー対策を実施するとともに、予防保全等の老朽改善整備の際に積極的に省エネ設備を導入する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【⑳】 教育研究活動の進展に応じて土地、施設等の資産を有効に活用するため、隔年毎に施設管理部門による稼働率を視点とした利用状況点検及び教育研究部門による効率的利用を視点とした自己点検を行い、必要な維持管理及び予防的な保守・点検を実施するとともに、学内外の共同利用や売却等を含めた資産の活用方法の見直しを行う。

- ・【⑳-1-1】 施設の利用状況点検や施設使用者による自己点検を実施するとともに、インフラ長寿命化計画に基づき、施設毎の維持管理、設備等の保守点検、予防保全等を実施する。
- ・【⑳-1-2】 土地、施設等の資産を有効に活用するため、市道拡張に伴う土地の売却等を実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【㉑-1】 自己点検・評価システムを充実するため、戦略会議及び大学情報分析室を中心とした点検・評価体制及び活動状況を毎年検証し、改善する。

- ・【㉑-1-1】 自己点検・評価システムを充実するため、令和元年度に作成したマニュアルに基づく自己点検を実施し、点検・評価体制及び活動状況を検証し、改善する。

【㉑-2】 自己点検・評価に必要となる大学情報の収集・分析力を高めるため、大学情報分析室の業務に必要な機器・ソフトウェアの導入、担当教職員の増員等を行う。

- ・【㉑-2-1】 令和元年度に導入した BI ツールの導入効果を検証するとともに、IRに関する他大学の動向を調査する。また、大学情報分析室の組織体制を強化する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【㉒】 大学の活動情報をわかりやすい形で情報利用者に提供するため、広報担当部署において大学ポータル等多様な媒体を通じた情報提供を行うとともに、公開・発信の方法及び内容の点検・改善を行う。

- ・【㉒-1-1】 受験生や保護者からの要望に対応するため、学生生活、施設紹介及びオープンキャンパス等の大学紹介動画を更新する。
- ・【㉒-1-2】 広報研修の開催や他機関主催の研修参加により、広報担当者のスキルアップを図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【㉓】 国際水準の教育研究環境の充実及び地域・環境に配慮した施設の整備、活用を図るため、平成29年度までにキャンパスマスタープランを改訂し、既存施設の有効活用、施設の長寿命化を含めた施設整備を推進する。

- ・【㉓-1-1】 キャンパスマスタープラン 2017 に基づいた施設整備を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【25-1】安全管理知識の習得と危機管理意識の向上を図るため、安全管理に関する規程、マニュアル等の点検・充実を不断に行うとともに、外国人対応の英語版安全マニュアルを整備する。また、各種研修、防災・災害時訓練及び安全点検を定期的実施し、教職員及び学生に適切な安全管理を徹底する。

- ・【25-1-1】安全管理に関する規程、マニュアル等について、新型コロナウイルス対策等を追加した内容に充実する。
- ・【25-1-2】安全管理を徹底するため、安全衛生点検を定期的実施するとともに、災害時を想定した訓練や各種研修等を継続的に実施する。
- ・【25-1-3】安全管理を強化、徹底するため、化学物質の取り扱いに対するマニュアルの充実及び安全教育を実施する。

【25-2】様々なリスクに迅速に対応するため、明確な役割分担に基づく防災体制を構築し、交通、防災を含めた安全点検を毎年実施するとともに、点検に基づく必要なキャンパス整備を実施する。

- ・【25-2-1】安全点検を実施するとともに、防災マップで示した危険箇所を改善するための整備を実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【26-1】研究における不正行為及び研究費の不正使用を未然に防止するため、文部科学省のガイドラインに基づき管理責任を明確に定めた管理体制を構築するとともに、倫理教育等を全ての研究者を対象として実施し、受講しない者には競争的資金の申請及び使用を認めないこととするなど、不正防止計画に基づき不正防止対策を計画的に実施する。

- ・【26-1-1】令和2年度不正防止計画に基づき、全ての研究者に誓約書提出と倫理教育受講を義務付けるとともに、研修会、書面調査等の不正防止対策を計画的に実施する。

【26-2】教職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、法令等の新規制定や一部改正の情報を速やかに周知するとともに、全教職員を対象とする研修会を計画的に実施する。

- ・【26-2-1】大学の業務に係る法令等の新規制定や一部改正に対し、学内規則等の整備を速やかに行い、周知徹底を図る。
- ・【26-2-2】教職員のコンプライアンス意識の向上を目的とした研修会を計画的に実施する。

【26-3】情報セキュリティを強化するため、情報基盤の整備に努めるとともに、教職員及び学生に対するセキュリティ研修会を計画的に実施する。

- ・【26-3-1】情報セキュリティ対策基本計画に基づき、情報セキュリティを強化する。
- ・【26-3-2】情報セキュリティの意識向上を図るため、教職員及び学生を対象にセキュリティ研修会を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

672,556千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 稲田団地の土地の一部（北海道帯広市稲田町西2線11番、11-2番 877.25㎡）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

該当なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
・ 管理棟改修（農畜産系） ・ 動物焼却施設改修 ・ ライフライン再生（給排水設備等） ・ 小規模改修	総額 575	施設整備費補助金（555） （独）大学改革支援・学位授与機構 施設費交付金（20）

（注1）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

（注2）小規模改修については、令和元年度同額として試算している。

なお、各事業年度の（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の伸展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

大学の機能強化及び獣医・農畜産分野の国際水準の教育研究を推進する優秀な人材を確保するため、以下の方策を講ずる。

- ・ 年俸制適用教員の業績評価システムの適切な運用を図るとともに、人事・給与制度の弾力化を推進する。
- ・ 若手教員及び女性教員を積極的に採用する。
- ・ 教職員にFD及びSD研修を計画的に実施し、専門能力の向上を図る。

（参考1）令和2年度の常勤職員数 190人

また、任期付き職員数の見込みを 39人とする。

（参考2）令和2年度の人件費総額見込み 2,187百万円

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(注) 予算、収支計画及び資金計画の金額について、表示単位未満は切り捨てしている。
このため、合計と内訳等が一致しない場合がある。

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,729
施設整備費補助金	283
補助金等収入	31
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	20
自己収入	1,077
授業料、入学金及び検定料収入	744
雑収入	333
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	354
計	4,497
支出	
業務費	3,794
教育研究経費	3,794
施設整備費	303
補助金等	31
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	354
長期借入金償還金	13
計	4,497

[人件費の見積り]

期間中総額 2,187 百万円を支出する(退職手当は除く)。

(注) 「長期借入金償還金」については、償還計画に基づく所要額を計上している。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,588
經常費用	4,588
業務費	3,821
教育研究経費	1,316
受託研究費等	235
役員人件費	54
教員人件費	1,412
職員人件費	802
一般管理費	401
財務費用	0
減価償却費	365
臨時損失	0
収益の部	4,589
經常収益	4,589
運営費交付金収益	2,711
授業料収益	560
入学料収益	89
検定料収益	16
受託研究等収益	235
補助金等収益	31
寄附金収益	109
施設費収益	148
財務収益	1
雑益	332
資産見返運営費交付金等戻入	167
資産見返補助金等戻入	152
資産見返寄附金戻入	33
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,179
業務活動による支出	4,017
投資活動による支出	409
財務活動による支出	70
翌年度への繰越金	682
資金収入	5,179
業務活動による収入	4,194
運営費交付金による収入	2,729
授業料、入学金及び検定料による収入	744
受託研究等収入	235
補助金等収入	31
寄附金収入	118
その他の収入	332
投資活動による収入	304
施設費による収入	303
その他の収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	682

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

<p>畜産学部</p>	<p>共同獣医学課程 240 人 （うち獣医師養成に係る分野 240 人）</p> <p>畜産科学課程 860 人 （うち3年次編入 20 人）</p>
<p>畜産学研究科</p>	<p>畜産衛生学専攻 7 人 （ 博士課程 7 人 ）</p> <p>畜産科学専攻 116 人 （うち修士課程 96 人 博士課程 20 人 ）</p> <p>獣医学専攻 10 人（うち博士課程 10 人）</p>
<p>別科</p>	<p>草地畜産専修 60 人</p>